

横断歩道予告標示を活用した広報啓発事業委託 仕様書

1 委託業務の名称

横断歩道予告標示を活用した広報啓発事業委託（以下、「本事業」という。）

2 事業目的

2024年の「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況（JAF 調査）」において、福井県の停止率は34.7%（全国ワースト3位）となり、6割以上のドライバーが一時的に停止していないという結果であった。

このような状況を踏まえ、前方に横断歩道があることをあらかじめ示す道路標示（以下、「ダイヤモンドマーク」という。）に着目した啓発事業を通じ、横断歩道における一時停止率の向上を図る。

3 業務の委託期間

契約締結日～令和8年2月27日（金）

4 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、実際の委託契約時には、企画提案の内容等を踏まえて変更を行う場合もある。

5 委託業務内容

(1) 「ダイヤモンドマーク」のキャッチフレーズの募集

- ・キャッチフレーズの募集を行うこと。
- ・キャッチフレーズの募集用特設サイトを設置すること。募集用特設サイトのデザインや記載事項等は県と協議の上で決定すること。
- ・キャッチフレーズの募集をテレビCM、YouTube、Instagram 等により広報すること。

(2) キャッチフレーズ募集に関する広報動画の作成（15秒）

○動画内容

- ・「ダイヤモンドマーク」の意味や、ドライバーが取るべき行動^(※)を伝える内容とすること。

※ 横断歩行者等の有無を確認する

横断歩道の直前で停止することができる速度まで減速する など

- ・募集を呼び掛ける内容とすること。

提案内容

- ・動画内容が分かる絵コンテや動画案を提案すること。

(3) テレビCM、YouTube、Instagram 等による広報の実施

①テレビCM放送

- ・放送内容 (2)で作成した広報動画（15秒）
- ・放送局 福井放送、福井テレビ
- ・放送期間 令和7年10月中旬から12月中旬
- ・放送回数 各局20回以上
- ・放送時間帯 各世代が視聴する時間帯を考慮すること。

②YouTube 広告

- ・広告内容 (2)で作成した広報動画(15秒)
- ・視聴回数 最低視聴回数5万回以上(インストリーム広告)

③Instagram 広告

- ・広告内容 (2)で作成した広報動画(15秒)
- ・放送期間 令和7年10月中旬から12月中旬
- ・視聴回数 最低表示回数45万回以上(インプレッション)

提案内容

上記①～③について、より多くの県民が動画内容に興味を持つような仕掛けや最低条件回数を超える回数

(4) キャッチフレーズの選定

- ・応募があったキャッチフレーズについては審査会を開催し、優秀作品(6点)を選定すること。
- ・審査員には専門家3名を選定すること。1名以上は県外の専門家を選定すること。
審査会の開催方法および審査員の選定は県と協議の上で決定すること。
- ・審査員の招聘にかかる謝礼や旅費などの諸費用については受託者が負担すること。
- ・優秀作品の応募者に賞金(6点合計13.5万円)を支払うこと。なお賞金の原資や支払いにかかる諸費用については受託者負担すること。

(5) アンケート調査回答者へのはぴコイン配布

- ・キャッチフレーズ募集前後に県が実施するアンケート調査(2回)において、それぞれの回答者から抽選で、はぴコイン(500円分)を100名に配布
- ・はぴコイン配布にかかる原資やシステム運営などの諸費用については受託者負担

(6) その他の事業企画提案

上記(1)～(5)以外で、事業目的を達成する有効な事業企画があれば提案すること。

6 著作権および商標権

受託者は、選定したキャッチコピーについて、その作品が商標権を侵害していないことを第三者による調査により証明し、県に報告すること。また、その作品が自作・未発表で、同一作品または類似作品がほかのコンテスト等への応募または発表予定がないこと、第三者の著作権を侵害するものではないこと、受託者が認識している限り、意匠権その他の知的財産権の一切の権利を侵害するものではないことを確約すること。なお、これらの違反があった場合にはその一切の責任を受託者が負うこととする。

7 留意事項

道路交通法に定める横断歩道における歩行者保護の趣旨を十分理解したうえで提案すること。

道路交通法第38条(横断歩道等における歩行者等の優先)

車両等は、横断歩道又は自転車横断帯(以下この条において「横断歩道等」という。)に接近する場合には、当該横断歩道等を通過する際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車(以下この条において「歩行者等」という。)がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前(道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。)で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

8 業務工程表等の作成

受託者は、契約締結後速やかに業務工程表(業務実施体制、スケジュール等)を提出し、委託者の承諾を得ること。

9 委託者との協議等

- (1) 本業務の実施に当たって、受託者は委託者との連携を密にし、適宜協議または打ち合わせを行いながら、進捗状況の管理を常に適切に行い、誠実に業務を進めること。その際、事務局以外の関係者との連絡も緊密に行うこと。
- (2) 受託者は、委託者と協議および打ち合わせをした場合は、その内容および連絡事項の適切な記録を作成し、相互に確認すること。
- (3) 県から業務にかかる問い合わせがあった場合は、速やかに報告すること。

10 業務完了届

- (1) 受託者は、本業務が終了したときは、速やかに次の事項を記載した業務完了届を委託者に提出し、委託者による検査を受けなければならない。
 - ・本業務の実施内容(詳細は別途定める)
 - ・本業務に要した経費の内訳(収支決算書、支出の費目別内訳等)
 - ・その他、事業実施に係る補足説明資料
- (2) 受託者の責に帰すべき理由による業務完了届の不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに訂正、補足、その他必要な措置を取らなければならない。

11 成果物

本業務で作成した成果物の著作権は、県に帰属するものとする。なお、業務完了後に使用することがあるため、受託者は、事業実施に際して作成した成果物のデータ(音声、映像、画像等)を作成後速やかに県に提出すること。

12 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、その都度委託者と協議の上、定

めるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合も同様に協議の上、解決を図るものとする。

- (2) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (3) 契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。
- (4) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿およびすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (5) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこととする。
- (6) 受託者は、業務実施過程で発生した障害や事故等については、大小にかかわらず委託者に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 受託者は、業務実施過程に疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し協議を行い、その指示を受けることとする。
- (10) 本業務の委託料は、業務終了後、受託者からの請求により支払う。
- (11) 本業務の全部または一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務について、書面により知事の承諾を得たときは可能とする。
- (12) 業務に必要な許可等の手続きについては受託者が行う。